フィンランド

特許法

1967年12月15日法律No. 550 2013年1月31日法律No. 101/2013により改正 2013年9月1日施行

目次

第1章 総則

第1条

第 1a 条

第 1b 条

第2条

第3条

第 3a 条

第 3b 条

第4条

第5条

第6条

第2章 特許出願の処理及び異議申立手続

第7条

第 7a 条

第8条

第8a条

第8b条

第8c条

第8d条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条 廃止

第 15 条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

```
第22条
```

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第 27a 条

第 27b 条

第3章 国際特許出願

第28条

第29条

第30条

第31条

第32条 廃止

第33条

第34条

第35条

第36条

第37条

第38条

第4章 特許の範囲と存続期間

第39条

第40条

第5章 更新手数料

第41条

第 42 条

第6章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

第 43 条

第44条

第45条

第46条

第 46a 条

第47条

第48条

第49条

第50条

第7章 特許の減縮及び終了

第51条

第52条

第53条

第 53a 条

第 53b 条

第 53c 条

第 53d 条

第 53e 条

第 53f 条

第 54 条

第55条

第8章 情報提供義務

第56条

第9章 責任,賠償金の支払義務及び訴訟

第57条

第 57a 条

第 57b 条

第58条

第59条

第60条

第 60a 条

第61条

第62条

第63条

第64条 廃止

第65条

第65a条

第65b条

第65c条

第66条

第 66a 条

第 66b 条

第66c条

第66d条

第67条 廃止

第68条 廃止

第69条 廃止

第70条 廃止

第 9a 章 補充的保護証明書

第 70a 条

第70b条

第70c条

第 70d 条

第 70e 条

第9b章 欧州特許及び欧州特許を求める出願

第70f条

第70g条

第 70h 条

第70i条

第70j条

第70k条

第701条

第70m条

第70n条

第70o条

第 70p 条

第70q条

第 70r 条

第 70s 条

第 70t 条

第 70u 条

第10章 特別規定

第71条

第 71a 条

第71b条

第71c条

第72条

第73条

第74条

第75条

第76条

経過規定

第1章 総則

第1条

技術分野において、産業上の利用が可能な発明をした者又はその権原承継人は、出願することによって、本法に従って特許を取得し、それに基づいてその発明を業として実施する排他権を得ることができる。

次に掲げるものは、それ自体では発明とはみなさない。

- (1) 発見, 科学の理論及び数学の方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神活動をする、遊戯をする、又は事業活動をするための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム

(4) 情報の提示

人間又は動物に施される外科的若しくは治療的処置又は診断の方法も発明とはみなさない。 しかしながら、この規定は、これらの方法において使用するための、物質及び組成物を含む、 生産物に対する特許付与を排除しない。

特許は、植物又は動物の品種に対しては付与されない。しかしながら、植物又は動物に関する発明は、その発明の技術的実施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されない場合には、特許を受けることができる。本法の意味での植物品種の概念は、共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)No. 2100/94 第 5 条によって定義されている。

特許は、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法に対しては付与されない。 本法の適用上、植物又は動物を生産するための方法は、それが全面的に交配又は淘汰等の自 然現象で構成されている場合には、本質的に生物学的であるとみなされる。上記の規定は、 微生物学的その他の技術的方法又はそのような方法によって得られる生産物に関する発明の 特許性を阻害するものではない。本法の適用上、「微生物学的方法」とは、微生物学的材料 を伴う、微生物学的材料に対して実施される、又は微生物学的材料を生じる方法のことをい う。

発明は、それが生物学的材料によって構成されている、若しくは生物学的材料を含んでいる 生産物又は生物学的材料を生産、処理若しくは使用する方法に関するものであっても、特許 を受けることができる。自然環境から分離された、又は技術的方法によって生産された生物 学的材料は、それが既に自然界に存在しているものであっても、発明の対象とすることがで きる。本法の適用上、「生物学的材料」とは、遺伝子情報を含んでおり、かつ、自己繁殖又 は生体系中での繁殖が可能な材料をいう。

第 1a 条

ができる発明を構成することができる。

形成及び発達の様々な段階における人体及び遺伝子の配列又は部分配列を含め、その要素の1についての単なる発見は、特許を受けることができる発明を構成することができない。 人体から分離された、又は技術的方法によって、それ以外の形で生産された、遺伝子の配列又は部分的配列を含む要素は、特許性の要件が満たされている場合には、その要素の構造が自然の要素の構造と同一であっても、第1段落の規定を損なうことなく、特許を受けること

第1b条

業としてのその実施が公序良俗に反することになる発明は、特許を受けることができない。 発明の業としての実施は、それが法律又は規則によって禁止されていることのみを理由として公序良俗に反しているとみなすことができない。

第1段落の適用上、特に下記の発明は、特許を受けることができないものとみなす。

- (1) 人間をクローンするための方法
- (2) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法
- (3) 人間の胚の工業的又は商業的目的での使用
- (4) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、人間又は動物のために実質的な医学上の利益をもたらすことなしに、動物に苦痛を引き起こす虞のあるもの及びこのような方法から生じる動物

第2条

特許は、発明であって、その特許出願の出願日前に知られていた事柄に対して新規性を有しており、かつ、それらに関して、進歩性も有しているものに対してのみ、付与を受けることができる。

文書,講演,公然実施又はその他の方法によって公衆が利用できるようにされていた全てのものは,知られているとみなされる。また,出願日前にフィンランドにおいてされた他の特許出願の内容も,その出願が第22条に基づいて,公衆が利用できるようになった場合には,知られているとみなされる。同様に,特許出願の出願日前にフィンランドにおいてされた実用新案出願の内容も,その出願が実用新案権法(800/1991)第18条に基づいて公衆が利用できるようにされた場合には,知られているものとみなされる。ただし,発明がその特許出願の出願日前に知られていたものに対して進歩性を有することを要求している第1段落の要件は,当該特許又は実用新案の内容には適用しない。

第3章において言及する出願は,第2段落の適用上,一定の事例においては,第29条及び第38条に記載されている規定により,フィンランドにおいてされた特許出願と同一の効力を有する。

発明が新規性を有することを要求する第1段落の規定は、第1条第3段落において言及した 方法における使用に係る既知の物質又は組成物に対する特許付与を排除しないものとするが、 その物質又は組成物の当該方法への使用が知られていないことを条件とする。

しかしながら、発明であって、出願日前 6 月以内に公衆が利用できるようにされたものは、 開示が下記の出来事の結果である場合には、特許の付与を受けることができる。

- (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用、又は
- (2) 出願人又はその前権利者が、1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会条約(フィンランド条約集 36/37)の条件に該当する公式な又は公認の国際博覧会においてその発明を展示したという事実

第3条

特許によって付与される排他権は、後述する例外はあるが、何人も特許権者の承諾を得ることなしには、下記態様によって発明を実施することができないことを意味する。

(1) 特許によって保護されている生産物を生産する、提供する、市販する、若しくは使用す

ること、又はそのような目的でそれら製品を輸入若しくは所持すること

- (2) 特許によって保護されている方法を使用すること、又は当該方法をフィンランドにおける使用のために提供すること。ただし、特許権者の承諾を得ていない、その方法の使用は禁じられていることを同人が知っているか、又はそれに係る事情から明らかであることを条件とする。
- (3) 特許によって保護されている方法によって得られた製品を提供する、市販する、若しくは使用すること、又はそのような目的でそれらの製品を輸入若しくは所持すること

特許はまた特許権者に対し、その同意を得ていない者が、フィンランドにおいて当該発明を 実施するための、その発明の本質的要素に係わる手段を、当該発明を実施する権利を有して いない者に供給すること又は供給する申出をすることを禁止する排他権を与える。ただし、 その手段がその発明の実施に適しており、かつ、実施が意図されていることを当該他人が知っているか又は状況から明らかであることを条件とする。この規定は、その手段が一般的市 販品である場合には適用しないが、当該他人がその手段の受取人に対して本条第1段落にい う行為に誘導することを試みるときは、この限りでない。本段落の適用上、第3段落(1)、(2) 又は(4)に挙げる方法で発明を使用する者は、その発明を実施する権利を有するとはみなさない

排他権は、下記事項には適用しない。

- (1) 業としてのものではない使用
- (2) 特許権者によって又は特許権者の承諾を得て欧州経済地域内の市場に出された特許製品の使用
- (3) 発明自体に関する実験における使用
- (4) 試験若しくは実験又は措置であって、医薬品としての市販許可を取得するための申請に必要であるという実際的要求から生じており、かつ、その医薬品に係る発明に関連しているもの、又は
- (5) 個別の事例に関して医師が処方する医薬の薬局における調合及びそのように調合された 医薬を用いる治療

第 3a 条

発明の結果として特定の特徴を有する生物学的材料に対して特許によって付与される保護は、 その生物学的材料から繁殖又は増殖によって獲得される、同一又は分岐の形態による生物学 的材料であって、それと同一の特徴を有するものに及ぶものとする。

発明の結果として特定の特徴を有する生物学的材料の生産を可能にする方法に対して特許によって付与される保護は、その方法によって直接に得られる生物学的材料及びそれ以外の生物学的材料であって、直接に獲得された生物学的材料から繁殖又は増殖によって派生し、それと同一の特徴を有するものに及ぶものとする。

遺伝子情報を含んでいる,又はそれによって構成される生産物に対して特許によって付与される保護は,第1a条第1段落に規定されるものを除き,材料であって,その生産物が組み込まれているもの及びその遺伝子情報が含まれており,かつ,機能を発揮するすべてのものに及ぶものとする。

上記の保護は、特許所有者又はその承諾を得て欧州経済地域において販売された生物学的材料から繁殖又は増殖によって獲得された生物学的材料に対しては、その増殖又は繁殖がその

生物学的材料の販売の目的である利用から必然的に生じているときは,及ばないものとする。 ただし、その獲得された材料が後に他の繁殖又は増殖に使用されないことを条件とする。

第3b条

第3a条第1段落から第3段落までの規定の一部修正として、特許所有者による、又はその承諾を得ての、農場経営者に対する、農業用途としての植物繁殖材料の販売又はその他の形式での商業化は、農場経営者がその収穫物を自己の農場における繁殖又は増殖に使用することについての許可を含意しているものとし、この一部修正の範囲と適用条件は、共同体植物品種権に関する理事会規則(EC)No. 2100/94 第14条に基づく範囲と条件に一致する。

第3a条第1段落から第3段落までの規定の一部修正として,特許所有者による,又はその承諾を得ての,農場経営者に対する,種畜又はその他の動物繁殖材料の販売又はその他の形式での商業化は,農場経営者が,保護を受けている家畜を農業目的に使用することについての許可を含意するものとする。これは,動物又は動物繁殖材料をその農業活動をする上で,利用できるようにすることを含むものとするが,その枠内又はその目的での販売を含まないものとする。

必要なときは、政府は第 2 段落に規定する一部修正の内容及び施行に関する詳細な規則を定めることができる。

第4条

特許出願がされた時に、その発明をフィンランドにおいて業として実施していた者は、特許の付与に拘わらず、その行為を継続することができる。ただし、当該の先の使用の全体的内容が維持されること、及びその実施が出願人又はその前権利者に対する明白な濫用を構成しないことを条件とする。当該実施権は、フィンランドにおいてその発明を業として実施するための実質的な準備をしていた者に対しても、同一の条件に従うことを条件として、与えられるものとする。

第1段落に基づいて与えられる権利は、実施が始められていた、又はその実施が意図されていた事業と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第5条

特許に拘わらず,発明は,外国に属する船舶,航空機その他の交通手段が定期便その他の形で一時的にフィンランド領内に入ったときに,それら自体の必要のために実施することができる。

政府は、特許の付与に拘わらず、航空機の予備部品又は付属品を、フィンランドの航空機に 対して同等の特権与えている外国に属する航空機の修理のためにフィンランド国内に輸入し、 使用することができる旨を定めることができる。

第6条

発明に関する特許出願であって、その発明が、フィンランドにおいてされた特許出願若しくは実用新案出願の出願日又は工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集 36/10 及び 43/15)若しくは世界貿易機関を設立する協定(フィンランド条約集 5/95)の締約国である他国においてされた特許出願、発明者証出願若しくは実用新案保護出願の出願日より前、

12 月以内に開示されているものに関するものは、出願人からの請求があったときは、第2条第1 段落、第2 段落、第4 段落及び第5 段落並びに第4条の適用上、当該先の出願と同じ時に出願されたとみなすものとする。当該優先権はまた、前記条約・協定の締約国ではない国において先にされた出願に基づいても享受することができるが、フィンランド出願から生じる優先権に対応するものが当該国において認められており、かつ、当該国の法律が前記条約・協定の規定に実質的に適合していることを条件とする。

政府又は政府が指定した特許当局は、優先権主張の提出方法及びその主張の裏付けとして提 出すべき書類について規定するものとする。当該要件が満たされない場合には、優先権は認 められない。

第2章 特許出願の処理及び異議申立手続

第7条

特許出願は、特許当局対して、又は第3章に関しては、外国の特許当局若しくは国際機関に対して、書面で提出しなければならない。特許当局は、提出された特許出願を記録する。本法においては、特許当局とは、別段の定めがあるときを除き、フィンランド特許当局を意味する。フィンランド特許当局とは、法令によって規定されるフィンランド国家特許登録庁のことである。

第7a条

個々の出願に関し、前記の第7条第1段落において言及した記録には、下記事項を記入する。

- (1) 特許出願の通し番号
- (2) 出願について行われた分類による分類
- (3) その出願を処理する審査官の名称
- (4) 出願人の名称, 住所及び宛先
- (5) 出願人が代理人を代表者としている場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (6) 発明者の名称及び宛先
- (7) 発明の名称
- (8) 出願がフィンランド特許出願,国際特許出願又は国内特許に変更された欧州特許出願の何れであるかについての記述
- (9) 出願がフィンランド特許出願である場合には、受領日及び出願日
- (10) 出願が国際特許出願である場合には、国際出願日及び出願について特許法第 31 条に基づく手続がされた、又は出願が同法第 38 条に基づいて提出された日
- (11) 出願が欧州特許出願から国内出願に変更されたものである場合には、欧州特許条約(フィンランド条約集 8/1996)の規定による出願日及び変更のために特許当局が受領した日
- (12) 先の出願についての優先権が主張されている場合には、優先権の基礎として挙げられている先の出願が行われた国、当該出願の出願日及びその通し番号
- (13) 出願が分割又は分離によって生じたものである場合には、親出願の通し番号
- (14) 新たな出願が出願の分割又は分離によって生じたものである場合には、分割又は分離された出願の通し番号
- (15) 出願が特許法第 22 条第 3 段落の規定に基づいて公衆が利用できるようにされた場合には、利用できるようにされた日
- (16) 出願が国際出願である場合には、国際出願番号
- (17) 出願が欧州特許出願から国内出願に変更されたものである場合には,欧州特許出願の出 願番号
- (18) 出願に関して提出された書類及び納付された手数料
- (19) 出願に関して行われた決定
- 第 1 段落の(2), (3), (6), (7)及び(16)から(18)までにいう記入は、その記入に係る特許出願が、第 22条に基づいて公衆が利用できるようにされる日まで秘密が守られるものとする。

第8条

第1段落 廃止

出願は、発明についての明細書、必要な図面及び特許保護を求める主題についての正確な記述(1 又は 2 以上のクレーム)を含んでいなければならない。発明が化合物に関するものであるという事実は、クレームにおいて特定の用途が開示されなければならないということを意味するものではない。明細書はその手引きにより、その技術の熟練者がその発明を実施することができる程度に十分に明確でなければならない。生物学的材料に関係している、又は実施時に生物学的材料を使用する発明は、第8a条において言及した事例においては、同条の要件も満たされているときに限り、十分な明確性をもって開示されたものとみなされる。

出願はまた,明細書及びクレームについての要約書も含んでいなければならない。要約書は, 単に技術情報として機能するものであり,他の目的で考慮に入れることはできない。

発明者の名称が出願に記載されていなければならない。特許が発明者以外の者によって出願 される場合には、出願人は、発明についての自己の権原を証明するよう要求されるものとす る。

明細書,要約書及びクレームは、フィンランド語、スウェーデン語又は英語で作成しなければならない。それらは、2 以上の上記言語によって作成する。クレーム及び要約書がフィンランド国語の中の1の言語のみによって作成されている場合には、特許当局は、第22条に基づいて出願が公衆にとって利用できるようにされるまでに、クレーム及び要約書についてのフィンランドの他の言語による翻訳文を提供しなければならない。出願人は、所定の翻訳手数料を納付しなければならない。クレーム及び要約書が英語のみによって作成されている場合には、出願人は、第22条に基づいて出願が公衆にとって利用できるようにされるまでに、クレーム及び要約書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない。必要な場合には、特許当局は、クレーム及び要約書が上記の何れかの言語に翻訳されるようにしなければならない。

出願人は、所定の出願手数料を納付しなければならない。また、出願について最終決定が下される前に開始する各年度について、所定の出願更新手数料を納付しなければならない。 手数料年度は、初年度については出願がされた、又はされたとみなされる日から起算し、その後は、対応する暦日から起算する。

第8a条

発明が生物学的材料に関係していているか、又はその実施が、生物学的材料であって、公衆が利用できるようにされておらず、かつ、それに係る技術の熟練者がその発明を実施することができるような形で出願書類に記載することができないものを含んでいる場合には、その生物学的材料の試料を出願日までに寄託しれなければならない。その生物学的材料は、寄託された材料の試料を本法に基づいて受け取る権利を有する者がフィンランドにおいてその試料の分譲を受けることができるようにするために、その後も継続して寄託されなければならない。寄託できる場所は、政府が命令によって定めるものとする。

寄託された生物学的材料が死滅するか、又は試料の分譲がその他の理由で不可能となった場合には、それを政府の命令が定めるところにより、同一生物学的材料の新たな寄託により置き換えることができる。これが実行されたときは、新たな寄託は、先の寄託の日にされたものとみなす。

第8b条

特許当局は、次の条件が満たされている場合には、特許出願に出願日を付与しなければならない。

- (1) 出願が、その構成要素は特許出願としてのものである旨の表示を含んでいること
- (2) 出願が、出願人の身元を証明することを可能にする、又は特許当局が出願人に連絡することを可能にする表示を含んでいること
- (3) 出願の際に提出された書類は明細書若しくは図面とみなすことができるものを含んでいること,又はその出願が,先にされた特許出願若しくは実用新案出願への言及を含んでおり,かつ,出願人がそれに係る特許出願若しくは実用新案出願の出願日,通し番号及びその出願がされた特許当局に関する情報を提出していること

出願人が出願日付与を受けるための第1段落の規定を満たさなかった場合には、出願人は、特許当局が定める期間内に不備を是正するよう求められる。出願人が期間内に不備を補正しなかった場合又は特許当局が出願の受領から2月以内に出願人に連絡しなかった場合には、当該出願はされなかったものとみなされる。

出願日を付与されるべき出願人が第 2 段落に規定する期間内に出願書類に含まれるすべての 不備を補正した場合には、すべての不備が是正された日を出願日とする。

第8c条

第8b条の規定を遵守してされた出願に不備があり、かつ、特許当局が、明細書又は明細書若しくは特許クレームにおいて言及されている図面の1又は2以上の要素が欠落していることを発見したときは、出願人は、特許当局が定めた期間内にその出願を補足するよう求められる。欠落している要素が期間内に提出された場合には、第2段落又は第3段落において別段の定めがあるときを除き、すべての不備が補正された日を出願日とする。

後に提出された,第1段落で言及した要素が提出の日から1月以内に取り消された場合には, 原出願日を出願日とする。

欠落している要素が第1段落の規定を遵守して提出され、また、先の出願に基づいて優先権が主張されており、かつ、欠落している要素のすべてが当該先の出願から明らかな場合において、出願人が第1段落にいう期間内にその旨の請求を行い、かつ、出願書類の写しを優先権の根拠として提出したときは、最初の出願の日をそれの出願日とする。

第8d条

出願が英語によって行われた場合には、特許出願人は、特許当局がその出願についてする決定を英語で取得する権利を有する。ただし、出願人が出願時に決定書の言語が英語とされるべき旨の書面による請求をしていることを条件とする。

出願人が,第1段落において言及した出願をするときに,決定書の言語が英語とされるべき旨を請求していない場合には,特許当局は庁指令を発行しなければならず,それによって出願人は,特許出願についてのフィンランド語若しくはスウェーデン語への翻訳文を提出するか,又は決定書の言語を英語とするための請求書を提出するかの何れかが求められる。出願人が庁指令に対して,決定書の言語が英語とされることを請求した場合には,英語の特許出願書類をその後の手続の基礎とする。出願人が特許出願についてのフィンランド語又はスウ

ェーデン語による翻訳文を提出した場合には、フィンランド語又はスウェーデン語による出願書類をその後の手続の基礎とする。

特許当局が、クレーム及び要約書の英語からの翻訳文が英語による出願書類と一致していないことを知ったときは出願人に対し、その翻訳文を期限内に補正することを要求しなければならない。

第9条

出願人がその旨の請求をし、かつ、所定の手数料を納付したときは、特許当局は、政令によって定められた条件に基づいて、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第15条(5)に基づく国際調査機関による新規性調査の手配をしなければならない。

第10条

1 の出願によって、相互に独立している 2 以上の発明についての特許出願をすることはできない。

第11条

未だ最終決定がされていない先の出願において出願人によって開示された発明に関して特許 出願がされた場合には、後の出願は、出願人の請求により、かつ、政府が定める条件に従っ て、発明を開示している書類が特許当局に提出された時にされたものとみなす。

第12条

フィンランドに住所を有さない出願人は、出願に関する事項について本人を代表するための、欧州経済地域に居住する代理人を選任しなければならない。

特許出願に係る決定を出願人が届け出た宛先において出願人に通知することができなかった場合には、通知は、国家特許登録庁が発行する特許公報における当該事項のについての告示を公告することによって行うことができる。上記措置が取られた場合には、当該通知は行われたものとみなす。

第13条

特許出願は、出願がされた時に出願書類において開示されていない事項について保護を請求 するような形で修正をすることができない。

第 14 条 廃止

第 15 条

出願人が出願の要件を満たさない場合又は特許当局が出願の受理に対してそれ以外の異議を有する場合には、出願人は、庁指令によって、通知をされ、また、指定された期間内にそれに対する応答書を提出するか、又は出願を補正するよう求められる。ただし、特許当局は、出願人と協議することなく、必要とみなす形で要約書の変更をすることができる。

指定された期間内に出願人が意見書を提出しない,又は出願を補正する措置を取らない場合には,出願は却下されるものとする。当局指令には,その旨の通知を含めなければならない。

却下された出願は回復することができる。ただし、指定期間の満了から 4 月以内に、出願人が意見書を提出するか、又は出願を補正する措置をとり、かつ、同一期間内に所定の回復手数料を納付することを条件とする。

出願人が第8条,第41条及び第42条に基づく更新手数料を納付しなかった場合には,出願は,当局からの通告なしに却下されるものとする。当該事由によって却下された出願は,回復することができない。

第16条

出願人が意見書を提出した後に、出願人が意見書を提出する機会を持っていた出願について の障害が引き続き存在していた場合には、出願人に対し、更なる当局の通知を出す理由が存 在しているときを除き、その出願は拒絶される。

第17条

出願人でない者が特許当局に対し、発明についての正当な権原を有する旨を主張し、かつ、 事情が不確かであると判断される場合には、特許当局は当該人に対し、別途定める期間内に 裁判所に訴訟を提起するよう求めることができ、それを行わない場合には、その主張は、特 許出願のその後の手続については、無視することができる。

特許が出願されている発明についての正当な権原に関する訴訟が裁判所に係属しているときは、その特許出願は、裁判所の最終判決が下されるまで、停止させることができる。

第18条

何人かが特許当局に対し、発明についての正当な権原が出願人でなく自己に属することを証明した場合において、当該人からの請求があったときは、特許当局はその出願を同人に移転させるものとする。被移転人は、新たな出願手数料を納付しなければならない。

特許出願の移転を求める請求がされた場合には、その請求に関して最終決定が下されるまでは、その出願を却下、拒絶又は承認してはならない。

第19条

出願が方式要件を満たしており,かつ,出願の受理について障害が発見されなかった場合には、特許当局は出願人に対し、出願を受理できる旨を通知する。

第1段落にいう通知が出願人に与えられた場合には、もはや第11条に基づく請求はすることができず、また、特許クレームは、保護の範囲を拡張するような形で変更することもできない。

出願人は,第1段落の規定による通知を受けた日から2月以内に所定の印刷手数料を納付しなければならない。それをしないときには,出願は却下されるものとする。ただし審査は,出願人が所定期間の終了から4月以内に所定の回復手数料を添えて印刷手数料を納付したときは,再開することができる。

特許出願が発明者によって行われ、かつ、第1段落の規定による通知が同人に与えられた日から2月以内に、同人が印刷手数料の納付の免除を申請したときは、特許当局はその納付を免除することができる。ただし、出願人は手数料の納付に多大の困難を有していると判断されることを条件とする。申請が拒絶された場合には、その後2月以内に納付される印刷手数

料は, 適時に納付されたものとみなす。

第20条

出願人が,第19条に基づいて同人に要求されるすべてのことを行った場合には,特許当局は, その時点でも障害が存在していないことを条件として,その出願を受理する。出願の受理は, 告示されるものとする。

特許は、出願の受理について告示がされた日に付与される。付与された特許は、特許当局が 調製する特許登録簿に記録する。特許証が特許権者に交付されるものとする。

第21条

特許付与に関する記事が公告された日から、特許当局は、特許明細書の写しであって、明細書、クレーム及び要約書を含んでおり、また、特許権者及び発明者の名称も示しているものを、利用できるようにしておかなければならない。第8d条に基づき、出願を受理する旨の決定が英語によってされた場合には、特許明細書は、英語による明細書及び英語のみならず、フィンランド語又はスウェーデン語によるクレーム及び要約書を含んでいなければならない。

第22条

特許に関する書類は、特許の付与日から公衆が利用できるようにされるものとする。

特許が付与されているか否かに拘わらず、上記書類は、出願日から又は優先権が主張されている場合には、優先日から 18 月後に、公衆が利用できるようにされるものとする。出願が却下又は拒絶された場合には、出願書類は、出願人が出願の回復を請求する、上訴をする、又は第 71a 条若しくは第 71b 条に基づく請求をしたときに限り、公衆が利用できるようにされるものとする。

出願人からの請求があったときは、その書類は第1段落及び第2段落に定める期日より早く利用できるようにされる。

書類が第2段落及び第3段落に基づいて利用できるようにされた場合には、その旨の告示を 公告するものとする。

企業秘密を含んでいる書類があり、かつ、当該秘密が特許を求める又は特許が付与されている対象である発明に関係がない場合においては、特許当局は、請求に基づき、かつ、十分な理由が示されたときは、書類は、利用できるようにしない旨を命令することができる。当該請求がされた場合には、請求が最終決定によって拒絶されるまで、その書類は利用できるようにはされないものとする。

第8a条に基づいて生物学的材料が寄託されている場合において,第1段落,第2段落又は第3段落に基づいて公衆が特許書類を利用できるようにされた後は,何人もその生物学的材料の試料を入手する権利を有するものとする。上記規定に拘らず,試料は,法律又は適用規則によって当該寄託生物学的材料を取り扱うことを許容されていない者に対しては分譲されないものとする。また,同規定は,試料の取扱がその材料の有害な属性を考慮したとき,明白な危険があると想定することができる者に対して,当該試料を分譲することができることも含意しない。

第6段落第1文の規定に拘らず、寄託物の試料は、出願人が請求したときは、特許が付与されるまでの間又は出願に対して特許を付与しないとする最終決定が下されたときは、出願日

から 20 年の間は、特別の専門家に対してのみ分譲されるものとする。政府は、そのような請求をすることができる期間を定め、かつ、試料の入手を希望する者が専門家として指定することができる者を決定するものとする。

試料を入手しようと思う者は、書面による請求を特許当局に提出し、かつ、試料の濫用を防止するために政府が定める文言での保証書を提供しなければならない。試料が特別の専門家に対してのみ分譲可能であ場合には、当該保証書は、当該専門家が提供しなければならない。

第23条

公衆が利用できるようにされた出願が却下又は拒絶された場合には、その決定は、確定した ときに告示する。

第24条

何人も、特許の付与に対して異議申立をすることができる。異議申立は、特許の付与から 9 月以内に提起しなければならない。異議申立は、書面でしなければならず、その理由を記載 しなければならない。異議申立人は、フィンランド国家特許登録庁の業務に課せられる手数 料に関する法律及び同法に基づいて発行される他の法令に準拠する手数料を納付しなければ ならない。

明細書が英語で作成されていた場合において、異議申立期間中にその旨の請求がされたときは、特許権者は、翻訳されているクレームの言語による明細書の翻訳文を提出しなければならない。明細書の翻訳文は特許当局が定める期間内に特許当局に提出しなければならない。特許当局は、明細書についての英語からの翻訳文が英語による明細書と一致していないことを知ったときは、出願人に対し、期限内にその翻訳文を補正するよう請求しなければならない。

特許権者がその期限内に第2段落にいう翻訳文を提出しなかった場合には、特許当局は特許権者に対し、提出不履行の場合には罰金刑を科すことがあることを条件として、翻訳文の提出を要求することができる、又は特許権者の費用負担によって、その翻訳を委託する。その後の手続はフィンランド語又はスウェーデン語に翻訳された書類を基礎とする。

特許付与に対して異議申立がされた場合には、特許権者には、その旨が通知されなければならず、また、応答する機会が与えられなければならない。異議申立手続に関しては、フィンランドに住所を有していない特許権者は第 12 条に言及した代理人を選任しなければならない。

特許当局は、特別な事由によって許容される場合においては、たとえ特許が第51条により失効した、若しくは失効するとき、又は異議申立が取り下げられたときであっても、異議申立を考慮することができる。異議申立人が異議申立を取り下げた場合には、異議申立人は特許当局が下した最終決定に関して上訴することができない。特許当局は、たとえ特許が異議申立の提出前に最終決定によって減縮されている場合であっても、異議申立期間中にされた異議申立を考慮しなければならない。

第25条

特許当局は、異議申立を事由として、下記条件に該当する場合には、特許を取り消さなければならない。

- (1) 特許が第1条, 第1a条, 第1b条又は第2条の要件を満たしていない発明に関係していること
- (2) 特許が、発明であって、その明細書がそれに係る技術の熟練者がその発明を実施することができる程度には十分に明確ではないものに関係していること
- (3) 特許が、提出時の出願には含まれていない内容を包含していること、又は
- (4) 保護の範囲が第19条第1段落にいう通知が与えられた後に拡張されたこと

特許維持に対して第1段落にいう障害が存在していない場合には、特許当局は、異議申立を 拒絶するものとする。

特許権者が異議申立手続中に第1段落にいう特許維持に対する障害が解消するように特許を 補正した場合には、特許当局は、特許を補正された形で維持する。

特許が補正された形で維持される場合には、特許当局は、補正後の特許明細書を公衆が利用 できるようにしなければならない。

特許当局は、異議申立がされたことによって行われた決定を、その決定が確定したときに告示するものとする。

第26条

出願人は、特許出願に対して特許当局が下した最終決定が同人にとって有利でない場合には、 その決定に関して上訴するすることができる。特許権者又は異議申立人は、特許当局が異議 申立を事由として下した最終決定がそれらの者にとって有利でない場合には、その決定に関 して上訴することができる。

第15条第3段落若しくは第19条第3段落に基づく回復請求を拒絶する決定又は第18条に基づく出願移転の請求を認容する決定に関しては、出願人は上訴することができる。

出願についての移転請求を拒絶する決定に関しては、その請求をした者が上訴することができる。

第22条第5段落に基づく命令を求める請求を拒絶する決定に対しては、当該請求をした者が審判を請求することができる。

第27条

第26条において言及している,特許当局が行った決定に関する上訴は,フィンランド国家特許登録庁に関する法律に定められている市場裁判所に提起しなければならない。

市場裁判所における司法手続に関する法律の規定は、第1段落にいう上訴についての市場裁判所による審理に適用する。

特許書類の公開に関する第 22 条第 5 段落の規定は,該当する場合には,市場裁判所又は最高 行政裁判所に提出される書類にも適用する。

第 27a 条

出願人が、英語で作成された特許出願について特許当局が行った最終決定に関して上訴をするときは、それらの者は市場裁判所に対し、明細書、要約書及びクレームについてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない。出願人が上訴に添えてその翻訳文を提出しないときは、市場裁判所は出願人に対し、同裁判所が定める期間内に翻訳文を提出しる機会を与えなければならない。特許出願人がその期間内に翻訳文を提出し

ないときは、その上訴は認めない。市場裁判所が出願人に対して翻訳文の提出を請求すると きは、裁判所は、その要求に従わないことから生じる結果について説明しなければならない。 その後の手続の基礎は、フィンランド語又はスウェーデン語に翻訳された書類である。

特許出願人が、特許出願に関して特許当局が行った最終決定に関して上訴をし、その決定書が英語で発行されている場合には、市場裁判所は特許当局に対して決定書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出するよう要求するものとする。その後の手続の基礎は、フィンランド語又はスウェーデン語に翻訳された決定書である。

異議申立を事由として特許当局が行った最終決定に関して上訴が行われ、すべての特許書類がフィンランド語又はスウェーデン語によって利用できるものではない場合には、特許権者は市場裁判所に、明細書についてのフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出しなければならない。必要なときには、市場裁判所は特許権者に対し、市場裁判所が定めた期間内に翻訳文を提出する機会を与えなければならない。特許権者が所定の期間内に翻訳文を提出しなかった場合には、市場裁判所は、罰金刑が科せられることがあるという条件を付して、特許権者に提出することを要求することができる、又は特許権者の費用負担によって、その翻訳を委託する。市場裁判所が特許権者に対して翻訳文の提出を請求するときは、裁判所は、その請求に従わないことによる結果を説明しなければならない。その後の手続の基礎は、フィンランド語又はスウェーデン語に翻訳された書類である。

第 27b 条

明細書及びクレームが英語によるものであり、かつ、決定書の言語が英語である場合には、 特許権者は特許当局に対して補正した翻訳文を提出することができる。特許権者は、翻訳文 公開のための手数料を納付しなければならない。特許当局は遅滞なく、その補正をフィンラ ンド語及びスウェーデン語によって告示しなければならず、また、可能な場合には、補正さ れた翻訳文を公衆が利用できるようにしなければならない。告示の後では、補正された翻訳 文が元の翻訳文にとって代わる。

補正された翻訳文が効力を生じたときに、元の翻訳文が正しかった場合には特許権者の権利についての侵害を生じない方法で、フィンランドにおいてその発明の実施を誠実に業として開始していた者又は当該実施のために実質的準備をしていた者は、第71c条第2段落及び第3段落に基づく権利を取得する。

第3章 国際特許出願

第28条

「国際出願」は、特許協力条約に基づいてされる出願を意味する。

国際出願は、特許協力条約及びその規則に基づいて国際出願を受理する権原を有する特許当局又は国際機関(受理官庁)に対してしなければならない。フィンランドにおける受理官庁は、政令の定めるところにより、フィンランド国家特許登録庁とする。フィンランドにおいて国際出願をする者は、所定の手数料を納付しなければならない。

第29条から第38条までは、フィンランドを指定国とする国際出願に適用する。

第29条

受理官庁から国際出願日を割り当てられた国際出願は、フィンランドにおいて、同日にされたフィンランド国内出願と同一の効力を有する。第2条第2段落第2文は、第31条に基づいて手続がされている国際出願のみを対象として適用する。

第30条

国際出願は,特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)において言及している場合においては,フィンランドに関する指定は,取り下げられたものとみなされる。

第31条

出願人がフィンランドにおいて国際出願の手続をしようとする場合には、国際出願日又は政令によって定められている範囲において、優先権を主張するときは、優先日から、31月以内に、国際出願書類のフィンランド語、スウェーデン語若しくは英語による翻訳文を、又は国際出願書類がフィンランド語、スウェーデン語若しくは英語によって作成されているときは、それらの写しを特許当局に提出しなければならない。出願人は、前記と同一の期間内に所定の手数料を特許当局に納付しなければならない。

出願人が第1段落に定める期間内に所定の手数料を納付した場合には、出願に係る所要の翻訳文又はその出願書類の写しは、その後の2月の期間内に提出することができる。ただし、所定の追加手数料をそれと同一の期間内に納付しなければならない。

出願人が本条の要件を満たさない場合には、その出願は、フィンランドに関しては、取り下 げられたものとみなされる。

第32条 廃止

第33条

第31条に基づいて国際出願の手続が行われる場合には、本条又は第34条から第37条までに別段の規定があるときを除き、出願及び審査に関して第2章を適用する。しかしながら、出願については、第31条第1段落に定める期間の終了前に審査を開始することができるが、出願人によってその旨の請求がされることを条件とする。

出願人は欧州経済地域に居住する代理人を選任しなければならないとする第 12 条に基づく 義務は、出願の審査を開始することができる日までは開始しないものとする。 第 22 条第 2 段落及び第 3 段落の規定は、出願手続が開始される前であっても、出願人が第 31 条に基づく、出願書類の翻訳文を提出するという要件を満たしたとき、又は出願書類がフィンランド語、スウェーデン語若しくは英語によって作成されている場合には、出願書類の写しが特許当局に提出されたときに、その効力を生じる。

第48条,第56条及び第60条の適用上,国際出願は、出願人が第3段落に基づく義務を果たしたときに、公衆が利用できるようにされたとみなす。

出願が特許協力条約及びその規則に定める方式及び内容についての要件を満たしている場合には、その出願は、その点に関しては認容される。

第34条

政府が定める期間が終了するまでは、国際特許出願の受理に関する第19条第1段落にいう通知は与えることができず、また、国際特許出願を拒絶することもできない。ただし、出願人がそれより早い時期での通知又は拒絶に同意するときは、この限りでない。

第35条

国際出願については、特許当局は出願人の同意を得ないでは、世界知的所有権機関の国際事務局によるその公開の前又は国際出願日若しくは優先権が主張される場合には、優先日から20月の期間が満了するまでは、印刷物その他類似の方法によってその公開をすることができず、また、国際出願の主題である発明に対して特許を付与することもできない。

第36条

国際出願の一部が、その出願が複数の独立している発明を含んでいると判断され、かつ、出願人が所定の期間内に特許協力条約に定める追加手数料を納付していないことを理由として、国際調査又は国際予備審査の対象とされなかった場合には、特許当局は、調査又は予備審査をしない旨の決定が正しいか否かについて確認するものとする。特許当局がその決定は正しいと考えたときは、出願の一部であって、調査又は予備審査の対象とされなかったものは、特許当局から取り下げられたとみなすものとするが、出願人が特許当局の決定についての通知を受け取った日から2月以内に所定の手数料を納付するときは、この限りでない。特許当局が決定は正しくないと考えたときは、出願の全体について審査を進めるものとする。

出願人は、特許当局が国際出願は複数の独立した発明を含んでいると認定した場合において、第1段落に基づいて行われた決定に関して上訴することができる。第27条第1段落は、必要な変更を加えて適用するものとする。

上訴当局が特許当局の決定を支持したときは、第1段落第2文にいう手数料の納付期間は、上訴当局の決定が確定した日から起算される。

第37条

国際出願の一部が、国際予備審査の対象とされず、その理由が、出願人が国際予備審査機関からクレームの範囲を減縮するか又は追加手数料を納付するよう求められた後に、クレームを減縮したことにある場合は、審査されなかった部分は、特許当局から取り下げられたものとみなすものとするが、出願人が特許当局からそれについての通知を受け取った日から2月以内に所定の手数料を納付したときは、この限りでない。

第38条

受理官庁が、国際出願に対して国際出願日を付与することを拒絶した場合又は出願が取り下げられたとみなされる、若しくはフィンランドの指定が取り下げられたとみなされる旨を陳述した場合において、出願人が請求したときは、特許当局は、その決定を再審理しなければならない。同一の規定を、出願が取り下げられたものとみなされる旨の世界知的所有権機関の国際事務局の決定についても適用する。

第1段落に基づく再審理の請求は、政府が定める期間内に国際事務局に提出しなければならない。出願人は同一期間内に、政府が定める範囲での出願書類の翻訳文を特許当局に提出し、かつ、所定の出願手数料を納付しなければならない。

特許当局は、受理官庁又は国際事務局による決定が正しくないと認定した場合には、第2章に規定されるとおりに、その出願を審査しなければならない。受理官庁が国際出願日を付与しなかった場合には、その出願は、特許当局が国際出願日と認められるべきであったと判断する日に提出されたものとみなされるものとする。出願が特許協力条約及びその規則に定める方式と内容についての要件を満たしている場合には、その出願は、その点に関しては承認されなければならない。

第2条第2段落第2文の規定は、出願が第22条に基づいて公衆が利用できるようにされる場合には、本条第3段落に基づいて審査のために受理された出願に対して適用する。

第4章 特許の範囲と存続期間

第39条

特許によって与えられる保護の範囲は、クレームによって決定されるものとする。明細書は、 クレームの解釈の指針として用いることができる。

第40条

付与された特許は、出願日から20年間維持することができる。

所定の更新手数料を特許付与後の各手数料年度について納付しなければならない。特許が,第 41 条に基づいて出願に関する更新手数料の納付期限が到来する前に付与される場合には,特許権者は,特許付与前に始まっている手数料年度についての更新手数料も,特許についての更新手数料の最初の納付期限到来時に,納付しなければならない。

第5章 更新手数料

第41条

更新手数料は、手数料年度が開始する暦月の最終日までに納付しなければならない。しかしながら、最初の2年間の更新手数料は、第3手数料年度の手数料納付期日が到来するまでは納付する必要がない。更新手数料は、納付期日前6月より早くは納付することができない。第11条に基づく後の出願については、更新手数料であって、後の出願の受領日前に開始した、又はその受領日から2月以内に開始する年度についてのものは、如何なる場合においても、受領日後第2月の末日までは、納付する必要がない。国際出願の更新手数料であって、第31条に基づいて出願手続がとられた、又は第38条に基づき処理のために取り上げられた日以前に開始した、又は当該日から2月以内に開始する手数料年度に関するものは、如何なる場合にも、出願について手続その他の措置が取られた日から2月に当たる月の末日までは納付する必要がない。

更新手数料及び所定の追加手数料は、納付期日後6月以内に納付しなければならない。

第42条

出願人又は特許権者が発明者である場合において、同人が更新手数料の納付に著しい困難を 経験するときは、特許当局は同人に対て納付の猶予を認めることができる。ただし、第1回 目の更新手数料の納付期日までに、その旨の申請をすることを条件とする。猶予は、1回に つき3年間まで与えることができるが、最長でも特許付与後3年目までとする。猶予期間延 長の申請は、既存の猶予期間が満了する前にしなければならない。

猶予又は猶予の延長についての申請が拒絶された場合には, 拒絶後 2 月以内に納付される手数料は, 適時に納付されたものとみなすものとする。

第1段落に基づいて納付の猶予が認められた更新手数料は,第41条第3段落に規定する追加 手数料と共に,認められた猶予の対象期間の末日から6月以内に納付することができる。

第6章 譲渡、ライセンス及び強制ライセンス

第43条

特許権者が発明を業として実施する権利(ライセンス)を他人に付与した場合には、ライセンシーは、別段の合意が存在しない限り、その権利を更に他人に譲渡することができない。

第44条

特許の移転及びライセンスの付与は、請求があったときは、特許登録簿に記録する。同じ規 定を特許に関する質権の設定についても適用する。

登録簿に記録されたライセンス又は質権の失効が証明されたときは、そのライセンス又は質権の記入を登録簿から抹消する。

第1段落及び第2段落は、強制ライセンス及び第53条第2段落に基づく権利に準用する。 登録簿に特許権者として最後に記録されている者を、その特許に関する訴訟その他の事項に 関しては、特許権者とみなす。

誠実に行動する者が特許当局に対し、特許が同人に譲渡されたこと、又は同人が特許に基づくライセンス若しくは特許に係る質権を取得したことを登録簿に登録するよう請求していた場合には、先にされている特許又は特許に関する権利の譲渡は、当該の他の当事者が特許に関する権利の譲受人又は特許権者としての登録を既に請求しているときを除き、同人に対抗することができない。

第45条

特許付与から3年が経過し、かつ、出願から4年が経過している場合において、その発明がフィンランドにおいて適切な程度に実施も使用もされていない場合には、フィンランドにおいてその発明を実施しようと思う者は、強制ライセンスを取得することができる。ただし、その発明を実施しないことについての正当な理由を証明できるときは、この限りでない。相互主義に従うことを条件として、政府は、第1段落の適用上、外国での発明の実施をフィンランドにおける実施と同等とみなすべき旨を定めることができる。

第46条

発明についての特許権者であって、その発明の実施が、他人が所有する特許に従属している場合は、そのような特許によって保護されている発明を実施するための強制ライセンスを取得することができる。ただし、最初に述べた発明の重要性又はその他の特別な理由を考慮して、それが合理的であるとみなされることを条件とする。

第1段落の規定に基づいて付与される強制ライセンスの対象である特許権者は、それに反する特段の理由が存在しない限り、上記の他の発明を実施するための強制ライセンスを取得することができる。

第 46a 条

植物育成者(ブリーダー)が先の特許を侵害することなしには植物品種権を取得又は実施することができない場合には、同人は、適切なロイヤルティの支払を条件とし、保護されるべき植物品種の実施に必要な範囲で、特許により保護されている発明に関する非排他的実施のた

めの強制ライセンスを申請することができる。当該ライセンスが付与された場合には、特許 の所有者は、保護されている植物品種を使用するための合理的な条件でのクロスライセンス を取得する権利を有する。

第1段落にいうライセンスの申請人は、特許の所有者に対して契約によるライセンスの取得を申し入れたが成功しなかったこと、及びその植物品種が特許においてクレームされている発明と比較して著しい経済的利益を有する、重要な技術的進歩を構成していることを証明しなければならない。

植物育成者の権利によって保護されている植物品種を実施するための強制ライセンスを取得する特許所有者の権利に関する規定は、植物育成者権法(法律 789/1992)によって定められている。

第47条

顕著な公共の利益がある場合には、他人が所有する特許の対象である発明を業として実施することを望む者は、それをするための強制ライセンスを取得することができる。

第48条

第22条に基づいて公衆が出願書類を利用できるようにされた時に,特許出願の対象である発明をフィンランドにおいて業として実施していた者は,その出願が特許になったときは,当該実施についての強制ライセンスを取得することができる。ただし,これについて特段の理由が存在すること,及び同人がその出願についての知識を有しておらず,かつ,合理的に見て,そのような知識を獲得する可能性がなかったことを条件とする。当該権利はまた,フィンランドにおいてその発明を業として実施するための実質的な準備をしていた者も同等の条件に基づいて享受することができる。強制ライセンスはまた,特許付与に先立つ期間も対象とすることができる。

第 49 条

強制ライセンスは、許容できる態様で、かつ、ライセンスの条件に従って、発明を実施できる立場にあるとみなされる者であって、強制ライセンスを請求する前に、その特許発明について適切な商業的条件によるライセンスを取得するための努力をしたことを証明できる者に対してのみ、付与することができる。強制ライセンスは、特許権者がその発明を自ら実施すること、又は特許に基づくライセンスを付与することを妨げないものとする。強制ライセンスは、それが実施されている、又は実施が意図されていた事業と共にする場合に限り、第三者に移転することができる。

第 50 条

強制ライセンスは、裁判所によって付与され、発明を実施することができる範囲を決定し、かつ、ライセンスに基づいて支払われるべき対価その他の条件も定める。重大な事情変更が生じた場合には、裁判所は、利害関係者の請求に基づき、強制ライセンスを取り消すこと又は新たな条件を設定することができる。

市場裁判所が、公衆衛生の問題を有する諸国への輸出用医薬品の製造に関する強制ライセンスについての、欧州議会及び欧州理事会の規則(EC)No. 816/2006 第3条(1)において言及され

ている管轄当局である。

第7章 特許の制限及び終了

第51条

第40条,第41条及び第42条に基づく更新手数料が納付されなかったときは、特許は、更新手数料が納付されていない手数料年度の開始日に失効する。

第52条

裁判所は、下記条件の1に該当する場合には、関連性を有する訴訟によって特許の無効を宣言する。

- (1) 特許が第1条, 第1a条, 第1b条又は第2条の要件を満たしていない発明に関係していること
- (2) 特許が、発明であって、それに係る明細書が、その技術の熟練者がその発明を実施することができる程には十分に明確でないものに関係していること
- (3) 特許が、出願時の出願に含まれていない主題事項を含んでいること
- (4) 保護範囲が、第19条第1段落にいう通知が与えられた後に拡張されていること

特許の無効訴訟に関連し、特許所有者は裁判所に対し、訂正された特許クレームに従って特許を減縮するよう請求することができる。減縮請求は、事件が主聴聞に移される前に提出しなければならない。減縮請求が提出された場合には、これに関する争点は、無効訴訟を続行する前に別途解決されなければならない。減縮は、第53b条に基づく要件を満たしていなければならない。裁判所が減縮請求を承認したときは、そのようにして減縮された特許を、その訴訟継続の基礎とする。減縮請求についての決定は、その訴訟に関する裁判所の決定と共にする場合に限り、上訴することができる。

特許は、特許権者が特許の一定部分についてのみ権利を有していることを理由として無効を 宣言することができない。

訴訟は,第5段落に規定されているものを例外とするが,特許によって不利益を蒙る者又は 公共の利益が要求すると考えられる場合には,公共の利益を理由として政府が指定する公的 機関も,提起することができる。

訴訟であって、特許が第1条の規定に基づいて特許を受ける権利を有する者でない者に付与されたことを理由として提起されるものは、その特許を受ける権利を主張する者に限り提起することができる。当該訴訟は、その権利を有する者が特許の付与及び訴訟の根拠とするそれ以外の事情を知ってから1年以内に提起しなければならない。訴訟は、特許権者が特許を付与された又は譲渡された時に誠実に行動していた場合には、当該特許の付与から3年を経過した後には提起することができない。

第53条

特許が第1条の規定に基づいて特許を受ける権利を有する者でない者に付与され、かつ、訴訟がその権利保有者によって提起された場合には、裁判所は、後者にその特許を移転させるものとする。第52条第5段落は、訴訟の提起期間について適用する。

特許を剥奪された者が誠実に、フィンランドにおいてその発明の業としての実施を開始していた、又は実施のための実質的な準備をしていた場合には、同人は、その全体的内容を変えないことを条件とするが、合理的対価及びそれ以外の合理的条件に基づいて、既に開始して

いた実施を続行する、又は意図した実施を開始する権利を有する。これと同じ条件に従うことを条件として、特許登録簿に記録されている、ライセンスの所有者も同じ権利を有する。 第2段落に基づく権利は、その実施が行われている、又はその実施が計画されていた事業と 共にする場合に限り、第三者に移転させることができる。

第 53a 条

特許所有者は特許の減縮を,それに関する請求書を特許当局に提出することによって,請求 することができる。減縮請求書は,下記事項を含んでいなければならない。

- (1) 特許所有者の名称及び宛先
- (2) 特許登録番号
- (3) 減縮される特許クレーム並びに訂正されていた場合の明細書及び図面
- (4) 特許所有者が代理人を指定した場合には、代理人の名称、住所及び宛先
- (5) 取扱手数料

第1段落の規定が遵守されない場合には、特許当局は請求人に対し、指定された期間内に不備を是正することを求める。求めが指定された期間内に遵守されない場合には、請求は拒絶される。請求人は、当該決定に関して上訴することができる。

異議申立手続が終了していない,又は第52条に基づく無効訴訟が裁判所に係属している場合には,請求は受け入れられない。この場合には,請求人が納付した取扱手数料は,同人に返還される。

減縮請求の後,ただし,減縮に関する決定が法的効力を得る前に,特許に対して異議申立がされた,又は特許の無効求める訴訟が提起されたときは,減縮手続は終結する。

第 53b 条

特許当局又は裁判所に対する,特許を減縮するための請求を受諾するための条件は,その請求に従って減縮される特許が下記条件を満たしていることである。

- (1) 特許が、発明であって、その技術の熟練者がその発明を実施することができるほどの十分な明瞭性を伴って提示されているものを、対象としていること
- (2) 特許が、出願時の出願書類からは明らかでない事項を伴っていないこと
- (3) 特許の保護範囲が、付与された特許の保護範囲から、又は保護範囲について先にさされた決定から拡張されていないこと

第 53c 条

特許所有者が欧州特許庁に対し、欧州特許条約(フィンランド条約集 8/1996)第 105a 条に従って、特許の減縮を請求している場合には、特許当局は、欧州特許庁がその事項についての最終決定をするまで、第 53a 条第 1 段落に基づく減縮請求の処理を延期しなければならない。特許所有者が欧州特許庁に対し、欧州特許条約第 105a 条に従って、特許の終了を請求している場合には、特許当局は、欧州特許庁がその事項についての最終決定をするまで、第 54 条に基づく取消手続の取扱を延期しなければならない。

特許が差し押さえられている、又は特許の移転についての係争が係属している場合には、特許当局は、差押が失効するか、又は特許の移転に関する係争についての最終決定がなされるまで、第53a条第1段落に基づく請求及び第54条に基づく通知の取扱を延期しなければなら

ない。

第 53d 条

特許当局が,第 53a 条第 1 段落に基づく請求の容認に対する障害があると考えるときは,特許所有者には,その事項について同人の陳述をする機会が与えられなければならない。その陳述に拘らず,特許当局が,請求は認めることができないと考えるときは,その陳述は,却下されなければならず,特許は,訂正されていない形で引き続きその効力を有する。特許所有者は,特許当局が下す最終決定が自己に不利な場合には,その決定に関して上訴することができる。

特許当局が,第 53a 条第 1 段落に基づく請求の容認に対する障害がないと考えるときは,特許は,請求に従って減縮されるものとする。減縮を承認する旨の決定は,第 55 条の規定による公告がされなければならない。特許当局は,公告をした日から,訂正された特許公開を公衆が利用できるようにしなければならず,その内容は,減縮された特許の明細書,図面がある場合には,その図面及び減縮された特許クレーム並びに特許所有者についての告示を含む。必要な場合には,特許当局は減縮された特許クレームがフィンランド語及びスウェーデン語の両方で利用できるように配慮しなければならない。申請人は,所定の翻訳手数料を納付しなければならない。

第 53e 条

減縮の承認に関して特許当局が行った第53d条第2段落に基づく法的に有効な決定及び裁判所が行った,特許を減縮する旨の第53d条第2段落に基づく法的に有効な決定は,特許出願日から効力を有する。

減縮請求は、減縮を承認する旨の最終決定がされた後は、取り消すことができない。

第53f条

特許所有者が第53a条第1段落に基づく減縮の請求を取り下げた場合には、減縮手続は、最終的にその日から停止されるものとする。

減縮の請求は、減縮承認の最終決定がされた後では、取り下げることができない。

第54条

特許権者が特許当局に対し書面をもって同人の特許を放棄した場合には、特許当局は、特許 をその全体において終結させる旨の宣言をしなければならない。特許は、その特許出願の出 願日から失効しているとみなされるものとする。特許所有者は、特許当局がした最終決定が 同人にとって不利である場合には、その決定に関して上訴することができる。

特許が差し押さえられている場合又は特許の移転に関する訴訟が係属している場合には,差押の効力が存続している間又は訴訟についての最終決定が下されるまでは,特許の終結を宣言することができない。同じ規定を,質権が特許登録簿に登録がされている場合に,適用する。

第55条

特許が失効した、満了した、若しくは減縮された場合又は裁判所の最終決定によって無効宣

言がされた、又は移転さた場合には、特許当局は、その旨の告示を公表するものとする。

第8章 情報提供義務

第56条

出願人が他の者に対し、出願ファイル中の書類が第22条に基づいて利用できるようにされる前に、その特許出願による権利を行使した場合において請求を受けたときは、同人は当該他人がその書類を閲覧できるようにしなければならない。特許出願が第8a条に基づく生物学的材料の寄託を伴っている場合には、その承諾はまた、寄託物の試料を入手する権利も含んでいなければならない。第22条第6段落第2文及び第3文、第7段落並びに第8段落は、当該承諾に基づいて試料の入手を希望する者がある場合に適用する。

人が、出願番号若しくは特許番号を同時に表示することなく、特許が出願中である、又は特許が付与されている旨を、他人に直接に表明することにより、告示により、商品若しくは包装への表記により、又はその他の方法によって表示しているときは、同人は、請求を受けたときは遅滞なく、その番号を提供しなければならない。特許が出願中であること又は特許が付与されたことを明示して記述してはいないが、事情が、それが事実である旨の印象を作り出すようなものものである場合には、請求があったときは、特許を出願している、特許の付与を受けているか否かについての情報を遅滞なく提供しなければならない。

第9章 責任,賠償金の支払義務及び訴訟

第57条

裁判所は、特許によって付与された排他権を侵害(特許侵害)する者に対し、その行為の継続又は反復を禁止することができる。

当該人が故意に特許侵害をしている場合には,同人は,刑法第49章第2条に定める工業所有権侵害の罪で処罰される場合を除き,特許権の侵害に対する罰金を科せられる。

特許権侵害についての告訴は、被害者の請求を受けた公訴官のみがすることができる。

第 57a 条

特許が、生産物を取得するための方法に対して与えられている場合には、その特許権者の承諾を得ないで生産された同一の生産物は、反証がない限り、その特許方法を使用して生産されたとみなすものとする。反証を引用するときは、製造および営業に係る被告の正当な権益を考慮しなければならない。

第 57b 条

裁判所は、第57条第1段落にいう訴訟を審理するとき、特許所有者の請求に基づいて、罰金を科すことがあることを条件として、輸送手段、役務提供手段若しくはそれに類似する装置を保持する者又は仲介業者として行動する役務提供者が特許権の侵害に当たると主張されている使用を継続するのを禁止することができる(差止命令)。ただし、特許に係る侵害容疑者の権利又は仲介業者の権利と特許所有者を考慮した場合に、不相応でないと考えることができることを条件とする。

第 57 条第 1 段落にいう訴訟の提起の前に、裁判所は、特許権者からの請求があったときは、 差止命令を発令することができる。ただし、第 1 段落に定めている前提条件が存在しており、 かつ、それをしない場合には、特許権者の権利が著しく害されることが明白であることを条件とする。裁判所は、差止命令の適用対象者及び特許を侵害していると主張されている当事 者の双方に対し、聴聞を受ける機会を与えなければならない。差止命令の適用対象者に対す る通信は、郵便、ファクシミリ又は電子メールによって行うことができる。

裁判所は、緊急避難を要する事件の緊迫性が要求する場合には、請求に基づき、侵害行為をしたとされている者を聴聞することなく、第2段落にいう差止命令を仮差止命令として発令することができる。差止命令は、別段の命令が発令されるまで効力を有する。差止命令が発令された後は、侵害行為をしたとされている者に対して遅滞なく、聴聞を受ける機会を与えなければならない。侵害行為をしたとされている者が聴聞を受けたときには、裁判所は遅滞なく、差止命令の効力を維持するか又は差止命令を撤回するかを決定しなければならない。本条に基づいて発令された差止命令は、連絡を送受することについての第三者の権利を損なうものであってはならない。差止命令は、請求人が執行官に、執行法第8章第2条にいう担保を提供したときに効力を生じる。訴訟手続法第7章第7条の規定は、担保提供免除の可能性に適用する。本条第2段落又は第3段落に基づいて発令された差止命令は、第57条第1段落にいう訴訟が差止命令の発令から1月以内に提起されなかった場合には失効する。

差止命令を請求した当事者は、第57条第1段落にいう訴訟が却下さた、若しくは容認できないと決定された場合又は原告が訴訟を放棄した、若しくは裁判所に出頭しなかったために当

該事件の処理が事件目録から除去された場合には、差止命令の対象となった当事者及び侵害者とされる者に対し、差止命令の実行によって生じた損害及びその事件から生じた他の費用について補償しなければならない。差止命令が第3段落に基づいて撤回された、又は第4段落に基づいて失効した場合は、同一の規定を適用する。損害及び費用に係る補償についての訴訟が提起されたときは、司法手続法第7章第12条の規定を適用する。

第58条

故意又は過失によって特許を侵害した者は、それに係る発明の実施についての妥当な賠償及 び侵害によって生じたその他の損害賠償を支払う義務を負う。軽過失の場合には、それに応 じて賠償額を調整することができる。

故意でも過失でもない、特許侵害をしたと認定された者は、合理的と認められる場合にその 範囲で、発明の実施に対する補償を支払わなければならない。

特許侵害についての賠償請求訴訟は、訴訟提起前の最後の5年間の損害のみを対象とするものとする。当該期間の前に生じた損害に対する賠償請求権は消滅するものとする。

第59条

特許侵害によって被害を受けた者からの請求があったときは、裁判所は、更なる侵害を防止するために合理的とみなされる範囲で、特許権者の承諾なしに生産された特許製品又は使用したときには特許侵害を構成することになる物体を一定の方法によって改変する、特許の残存期間中没収する、廃棄する、又は特許製品の場合には、その価額の支払を条件として被害者に引き渡すよう命じることができる。この規定は、そのような財産の対象物、当該対象物に関する特別の権利を善意で取得した者及び本人自身は特許侵害をしなかった者に対しては、適用しない。

第1段落にいう財産の対象物は、刑法第49章第2条又は本法第57条にいう罪が犯されたと 合理的に推測される場合には、差し押さえることができる。そのような場合には、強制的犯 罪調査手段法の差押に関する規定を適用する。

第1段落の規定に拘らず、裁判所は、請求に基づき、そのための特別の理由が存在する場合には、第1段落にいう対象物の所有者が特許の残存期間又はその一部期間の間、合理的な補償を対価とし、かつ、合理的条件に基づき、その対象物を処分できるようにすべきことを命じることができる。

第60条

何れかの者が、第 22 条に基づいて出願書類が利用できるようにされた後で、特許出願の対象である発明を業として実施した場合において、その出願に対して特許が付与されたときは、特許侵害に関する規定を準用する。しかしながら、第 20 条に基づいて特許が付与される時期までは、保護は、出願書類が公衆に利用できるようにされた際における文言のクレーム及び特許によるクレームの双方において開示されていた主題事項のみを対象とするものとする。これに関しては、処罰はなく、特許付与前における実施から生じた損害については、第 58 条第 2 段落のみに基づいて査定することができる。

明細書,要約書及びクレームが英語で作成されていた場合には,第1段落に基づく保護は, そのクレームがフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文の形で特許当局に提出され た後に限り,適用する。

損害賠償に関する第58条第3段落の規定は、賠償請求訴訟が、特許に関する1年の異議申立 期間中に、又は異議申立がされた場合には、特許を維持する決定の日から1年以内にされた 場合には、適用しない。

第 60a 条

特許侵害に係る紛争に関しては、原告からの請求があったときは、裁判所は被告に対し、被告が特許の権利を侵害した旨の認定がされた最終決定に関する情報を、適切な手段によって発表するために原告に生じた費用を同人に補償するよう命じることができる。当該命令は、法律の何れかの場所において、その情報の流布が制限されている場合には、発令してはならない。裁判所は、命令の発令及び内容を検討するとき、その問題の発表に係る一般的意義、侵害の種類及び範囲、発表手続にかかる費用及びそれに係るそれ以外の事実に注意を払わなければならない。

裁判所は、被告が支払うべき合理的な発表費用の最高額を定める。決定についての情報が、 裁判所の定める、最終決定が出された日から起算する期間内に発表されなかった場合には、 原告は、賠償を受ける権利を有さない。

第61条

特許が最終決定によって取り消された,又は最終決定によって無効と宣言された場合には,第 57 条,第 57a 条,第 57b 条,第 58 条から第 60 条まで,又は第 60a 条に定められた刑罰,賠償又はそれ以外の制裁措置は科すことができない。

第2段落 廃止

特許の無効に関する事件に関しては、裁判所は、特許付与後異議申立期間が満了する前又は 異議申立に関して最終決定が下される前に管轄裁判所に訴訟が提起された場合には、その裁 量により、訴訟法第24章第1条にいう主請求に対して決定をすることを延期することができ る。

第62条

軽過失ではなく、故意又は過失により第56条の規定を遵守しなかった者は、罰金刑に処する。 第56条に記載する事例において、不正確な情報を提供した者も、その犯罪が刑法に基づき処 罰可能であるときを除き、同じく刑罰に処する。

本条にいう犯罪の告訴は、被害者からの請求があったときに限り、公訴官がすることができる。

第63条

特許権者又はライセンスに基づいて発明の実施を許可された者は、権利関係の不確実性による不利益を受ける状況にある場合には、他人に対し、特許に基づく保護を受けることができるか否かについて決定するため、裁判所に対して確認判決を求める訴訟を提起することができる。

業としての活動をしている,又はすることを意図している者は,同一の条件に従うことを条件として,特許がそのような活動の障害になるか否かを決定するための確認判決を得るため,

特許権者を相手として,訴訟を提起することができる。 第3段落 廃止

第64条 廃止

第65条

本法の規定に基づく紛争及び出願事件は、市場裁判所によって審理される。

欧州特許条約(フィンランド条約集 8/1996)に基づく欧州特許の発明についての権利に関する事件は、市場裁判所によっても審理される。市場裁判所においてそのような事件を審理するための前提条件は、被告がフィンランドに住所を有していること、又は原告がフィンランドに住所を有しており、被告が欧州特許条約の締約国に住所を有していないということである。市場裁判所はまた、紛争当事者が市場裁判所をその事件の管轄裁判所とすることに同意した場合にも、その事件の審理をする。

第1段落において言及した紛争は、同一当事者間の同一紛争が欧州特許条約の締約国である他の国の裁判所に係属している場合には、市場裁判所は審理することができない。当該外国裁判所の管轄権が争われている場合には、市場裁判所は、外国裁判所によって管轄権に関する問題が最終的に解決されるまで、その事件の審理を延期しなければならない。

市場裁判所の国際管轄権に関しては、別途の規定が発行される。

市場裁判所における司法手続に関する法律の規定が、市場裁判所による、紛争及び出願事件に関する審理に適用される。

第65a条

第65条第2段落において言及した紛争について欧州特許条約の締約国の裁判所によってされた最終決定は、フィンランドにおいて実施することができる。しかしながら、欧州特許の出願人に下された裁判所決定は、召喚状が適式に当該出願人に送達されていなかった場合又は出願人がその訴訟の準備のための十分な時間を与えられていなかった場合には、フィンランドにおいて実施することができない。

第 65b 条

本法に基づく紛争において、特許当局にとって、特許明細書の全部がフィンランド語又はスウェーデン語によって利用できるものでない場合には、裁判所は特許権者又は他の当事者であって、特許権者によってその特許に関する訴訟の権利を行使することを授権されている者に対して、特許明細書のフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出するよう要求することができる。翻訳文の提出を要求される者が事件の原告である場合には、裁判所は翻訳文を提出するよう要求することができる、又はそれが満たされなかった場合には、その事件は却下されるものとする。翻訳文の提出を要求される者が事件の被告である場合には、裁判所は翻訳文を提出するよう要求することができる、又はそれが満たされなかった場合には、被告の費用負担において、その翻訳が委託されるものとする。

第65c条

明細書及びクレームが英語で作成されており、かつ、その翻訳文が英文の書類と一致してい

ない場合には、特許保護は、翻訳文及び英文の書類の両方から明らかな部分に限って適用する。

明細書及びクレームが英語で作成されており、決定書の言語が英語である場合には、決定書の言語による書類が、第52条にいう無効手続における唯一の真正テキストである。

第66条

特許によって与えられている排他権に違反する,フィンランド刑法第49章第2条において言及されている知的財産権に関する犯罪の告訴並びに本法第57条第2段落において言及されている特許侵害についての告訴並びに本法第62条において言及されている犯罪についての告訴は、ヘルシンキ地方裁判所が審理する。

第65条の規定に拘わらず,第58条に基づく賠償請求又は第59条に基づく請求であって,その告訴において言及されている違反行為に起因するものは,第1段落にいう告訴に関連して審理することができる。

裁判所は、請求がされた後に、その根拠とした事情が変化している場合であっても、引き続き、第2段落にいう請求を審査することについての管轄権を有する。

第 66a 条

第66条にいう刑事事件においては、特許当局にとって、特許明細書の全部がフィンランド語 又はスウェーデン語によって利用できるものでない場合には、裁判所は被害者に対してその フィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文の提出を要求することができる。対象であ る事件が公訴官によって提起された刑事事件である場合において、被害者がその訴権を行使 するときは、裁判所は翻訳文の提出を要求することができ、提出されないときは、その翻訳 は被害者の費用負担において委託される。対象である事件が被害者のみによって提起された 刑事事件である場合には、裁判所は翻訳文の提出を要求することができ、提出されない場合 には、その事件は却下される。

第 66b 条

市場裁判所の,陳述書を請求する権利に関する,市場裁判所における司法手続についての法律第4章第22条の規定は,第66条にいう事件を審理する裁判所の,特許当局に対して陳述書を請求する権利に適用する。

第 66c 条

第 66 条にいう事件を審理するときヘルシンキ地方裁判所は,市場裁判所法第 7 条(2)において言及されている専門委員 2 名までの補助を受けることができる。

上記専門家は、地方裁判所によってその専門家に提出された事項に関し、書面で意見を述べなければならない。専門家は、当事者及び証人に対し質問をする権利を有する。地方裁判所は、その事件に関する決定の前に、当事者が専門家の陳述について意見を述べる機会を保持しておかなけれならない。

専門委員の手数料に関する,市場裁判所法第37条の規定は,手数料についての専門家の権利に適用する。

第 66d 条

決定を通知することについての市場裁判所の義務に関する,市場裁判所における司法手続についての法律第4章第23条の規定は,第66条にいう事件を審理する裁判所の,特許当局に対する通知義務に適用する。

第 67 条 廃止

第 68 条 廃止

第69条 廃止

第70条 廃止

第 9a 章 補充的保護証明書

第 70a 条

補充的保護証明書に関する規定は、医薬品の補充的保護証明書について規定する欧州議会及び理事会規則(EC)No. 469/2009 並びに植物保護製品の補充的保護証明書の採択に関する欧州議会及び理事会規則(EC)No. 1610/96 によって与えられている。それらに加え、本章の規定が補充的保護証明書に関して適用される。

第 70b 条

医薬品に関する,補充的保護証明書及び補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請書は,フィンランド国家特許登録庁に提出する。

第70c条

申請人は所定の申請手数料を納付しなければならない。証明書の所有者は、補充的保護証明書に関する所定の更新手数料を納付しなければならない。

第1段落の規定は、医薬品についての補充的保護証明書の存続期間についての延長申請及び 申請に基づいて延長された、延長された補充的保護証明書に関して適用する。

第70d条

特許権の侵害に関する規定は、補充的保護証明書によって与えられる権利の侵害に適用する。

第 70e 条

政府は政令をもって、本章の規定の実施並びに補充的保護証明書及びその期間延長についての申請及び付与において遵守すべき手続に関する細則を定めることができる。

第9b章 欧州特許及び欧州特許を求める出願

第70f条

本法の適用上,欧州特許とは、欧州特許条約に基づいて欧州特許庁が付与する特許のことである。欧州特許出願とは、同条約に基づいてされる特許出願である。

欧州特許は、フィンランドにおい有効なものとして付与を受けることができる。

欧州特許を求める出願は、欧州特許庁に対してしなければならない。当該出願はまた、フィンランド特許当局が欧州特許庁へ送付するべきものとしてフィンランド特許当局に提出することもできる。しかしながら、国家防衛上重要な発明に関する法律(法律551/67)において言及されている発明に関する欧州特許出願は、フィンランド特許当局に対してしなければならない。当該条約第76条において言及されている出願(欧州分割出願)は、常に欧州特許庁に対してしなければならない。

本章の規定は、フィンランドを指定国とする欧州特許及び欧州特許出願に適用するものとする。

第70g条

欧州特許は、欧州特許庁が特許出願を許可する旨の決定を告示した時に付与される。フィンランドにおいて効力を有する欧州特許は、フィンランド特許当局が付与した特許と同一の法的効力を有し、また、本章に別段の定めがされているときを除き、その他の点でも当該特許に適用されるのと同一の条件に従うものとする。

第70h条

欧州特許は、特許権者が、欧州特許庁が欧州特許の付与についての言及を公告した日から 3 月以内に特許当局に対し、当該欧州特許についての、第 2 段落において言及した翻訳文を提出し、かつ、翻訳文を公表するための所定の手数料を納付した場合に限り、フィンランドにおける効力を有する。欧州特許庁が、欧州特許が訂正された形で維持される旨の決定を告示している場合には、上記の規定は訂正された形での書類にも適用する。

クレームのフィンランド語翻訳文が提出されなければならない。特許がドイツ語又はフランス語で付与されていた場合には、明細書及び添付されている図面があるときは、その図面は、フィンランド語又は英語による翻訳文とし提出されなければならない。図面が添付されている明細書は常に、フィンランド語による翻訳文として提出することができる。特許権者の自国語がスウェーデン語である場合には、上記翻訳文はスウェーデン語とすることができる。翻訳文は、欧州特許庁が欧州特許出願を公開したとき、又は欧州特許の付与の言及を公告したときには、公開される。

期間内に翻訳文が提出され、また、手数料の納付がされ、かつ、欧州特許庁が欧州特許の付与又は訂正した形でのその維持についての言及を公告したときには、特許当局は遅滞なく、その旨をフィンランド語及びスウェーデン語で告示しなければならない。特許当局はできるだけ早く、公衆が翻訳文を利用できるようにしなければならない。特許当局は、必要な場合には、欧州特許のクレームがフィンランド語及びスウェーデン語で利用できるように配慮しなければならない。

第70i条

第71a条第1段落の規定は,第70h条第1段落に基づく翻訳文の提出及び翻訳文を公告するための手数料の納付について準用する。第71a条第1段落に基づいて,その手続が所定期間内に完了されたものとみなす旨の決定が下された場合には,特許当局は遅滞なくその旨を,フィンランド語及びスウェーデン語の両方によって告示しなければならない。

第 70h 条第 1 段落による期間の終了後,ただし,第 1 段落の規定による告示がされる前に,フィンランドにおいて誠実に,特許に係る発明の業としての実施を開始していた,又はそのための実質的な準備をしていた者は,第 71c 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受するものとする。

第70j条

特許保護範囲の拡張に関する第52条第1段落(4)の規定は、欧州特許の付与後に、特許保護の範囲が拡張されていた場合には、欧州特許にも適用する。

第 70k 条

欧州特許庁が欧州特許の全部又は一部を取り消した場合には、この取消は、フィンランドにおいて、その特許が対応する範囲において無効宣言されたものとしての効力を有するものとする。フィンランド特許当局は遅滞なく、その取消をフィンランド語及びスウェーデン語の両方で告示するものとする。

第701条

欧州特許庁が特許出願を許容する旨の決定を告示した年の後に始まる個々の手数料年度について、所定の更新手数料が納付されなければならない。

欧州特許に関する更新手数料が上記第1段落及び第41条の規定に従って納付されなかった場合には、第51条を準用する。しかしながら、最初の更新手数料は、特許が付与された月の後、第3月の末日までは納付を要さない。

第70m条

欧州特許庁によって出願日が付与された欧州特許出願は、フィンランドにおいて、同日にされたフィンランド特許出願と同一の効力を有する。欧州特許条約に基づく出願が出願日より先の日付の優先権を享受する場合には、当該優先権も、フィンランドにおいて効力を有する。第2条第2段落の適用上、欧州特許条約第93条による欧州特許出願の公開は、第22条により公衆が利用できるようにされた出願と同等とする。この規定はまた、同条約第153条(3)において言及した公開にも適用するが、欧州特許庁が、当該公開は第93条の規定による公開と同等であると決定することを条件とする。

第 70n 条

欧州特許出願が欧州特許条約第93条に基づいてが公開され、かつ、公開時の文言によるクレームのフィンランド語翻訳文が特許当局に提出されたときは、特許当局は、その翻訳文を何人も利用できるようにし、また、フィンランド語及びスウェーデン語の両方でその旨の告示をしなければならない。しかしながら、出願人の自国語がスウェーデン語である場合には、

翻訳文はスウェーデン語で提出することができる。特許当局は、必要な場合には、公衆が、公開された特許クレームをフィンランド語及びスウェーデン語の両方で利用できるように配慮しなければならない。

何人かが欧州特許出願によって特許保護が求められている発明を第1段落に基づく告示がされた後に業として実施している場合には、特許侵害に関する規定を準用するが、その出願がフィンランドに関して特許を生じることを条件とする。しかしながら、この場合においては、特許保護は、公開時の文言による特許クレーム及び特許によるクレームの両方において明らかにされているものに対してのみ適用する。この場合には、刑罰を科すことはできず、また、そのような実施に係る損害賠償は、第58条第2段落に基づいてのみ決定することができる。第58条第3段落の規定は、賠償を求める訴訟が、特許に対する異議申立期間終了後1年以内又は異議申立が提起された場合には、特許を維持すべき旨の欧州特許庁による決定の後1年以内に提起された場合には、適用しない。

第70o条

欧州特許出願又は当該出願はフィンランドを指定国とすべき旨の請求が取り下げられた場合には、これは、国内特許出願の取下と同一の効力を有するものとする。欧州特許条約に基づく出願が取り下げられたとみなされる場合及び出願の処理が同条約第 121 条により再開されない場合の状況についても、同一規定を適用するものとする。

欧州特許出願が拒絶されたときは、この拒絶は、国内出願の拒絶と同一の効力を有するものとする。

第70p条

欧州特許に関する、本法の規定に基づく紛争に関しては、特許明細書の全部が特許当局にとってフィンランド語又はスウェーデン語によって利用できるものでない場合には、裁判所は特許権者又は特許権者によってその特許に関する訴訟権を行使することを授権されている他の者に対して特許明細書のフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出するよう要求することができる。翻訳文の提出を要求された者がその事件の原告である場合には、裁判所は翻訳文が提出されるよう要求することができる、又は提出されない場合には、その事件は却下されるものとする。翻訳文の提出を要求された者が事件の被告である場合には、裁判所は翻訳文が提出されるよう要求することができる、又は提出されない場合には、その翻訳は被告の費用負担において委託されるものとする。

欧州特許に関する、第66条において言及した刑事事件に関しては、特許明細書の全部が特許当局にとってフィンランド語又はスウェーデン語によって利用できるものでない場合には、裁判所は被害者に対し、特許明細書のフィンランド語又はスウェーデン語による翻訳文を提出するよう要求することができる。対象である事件が公訴官によって提起された刑事事件である場合において、被害者が訴権を行使するときは、裁判所は翻訳文が提出されるよう要求することができる、又は提出されない場合には、その翻訳は被告の費用負担において委託されるものとする。対象である事件が被害者のみによって提起された刑事事件である場合には、裁判所は翻訳文が提出されるよう要求することができる、又は提出されなかった場合には、その事件は却下されるものとする。

第70h 条又は第70n 条において言及した翻訳文が欧州特許庁における手続言語による書類の

文言と一致していない場合には、特許保護は、両方のテキストから明らかな範囲に対しての み適用する。

第52条において言及する取消手続においては、手続言語によるテキストを唯一の真正テキストする。

第 70a 条

特許出願人又は特許権者が、第70h条にいう翻訳文の訂正を特許当局に提出し、かつ、訂正した翻訳文を公開するための所定の手数料を納付したときは、訂正された翻訳文を原翻訳文に代えて適用するものとする。訂正が提出され、かつ、手数料が納付された場合において、原翻訳文が何人も利用できるようにされているときは、特許当局は遅滞なく、フィンランド語及びスウェーデン語によって、当該訂正について告示するものとし、また、できるだけ早く、訂正された翻訳文の写しを特許当局から入手できるようにしなければならない。

出願人が第 70h 条にいう翻訳文の訂正を提出したときは、特許当局は遅滞なくフィンランド語及びスウェーデン語によりその訂正について告示し、何人も訂正された翻訳文を利用できるようにしなければならない。告示の後では、訂正された翻訳文を原翻訳文に代えて適用するものとする。

何人かが、訂正された翻訳文が有効になる前に、先の翻訳文によれば出願人若しくは特許権者の権利の侵害を構成しない方法で、フィンランドにおいて誠実にその発明の業としての実施を開始していた、又はそのための実質的な準備をしていた場合には、同人は、第71c条第2段落及び第3段落に定める権利を享受するものとする。

第70r条

出願人又は特許権者が欧州特許条約に定められている期限を遵守しなかったが、それにも拘わらず、欧州特許庁が同条約第 122 条に基づいて、権利の喪失が生じなかった旨を宣言した場合には、この宣言は、フィンランドにおいても同一の効力を有する。

何人かが、権利の喪失が生じた後であるが、第1段落にいう宣言についての欧州特許庁による告示の前に、フィンランドにおいて誠実にその発明の業としての実施を開始していた、又はそのための実質的な準備をしていた場合には、同人は、第71c条第2段落及び第3段落に定められている権利を享受するするものとする。

第 70s 条

国内特許当局にされた欧州特許出願が、出願を受理した国内特許当局から欧州特許庁が所定 期間内にそれを受領しなかったことを理由として取り下げられたものとみなされる場合において、出願人からの請求があったときは、特許当局は下記事項を条件として、その出願を国内出願に変更されたものとして取り扱うものとする。

- (1) 出願人が欧州特許庁からその出願は取り下げられたとみなされた旨の通知を受けた日から3月以内に特許出願を受理した官庁に対して変更請求をすること
- (2) その出願の出願日から又は優先権が主張されている場合には、優先権主張の基礎とされる日から20月以内に、フィンランド特許当局によってその該請求が受領されること、及び
- (3) 出願人が所定の期間内に所定の出願手数料を納付し、かつ、特許出願についての、第8条第5段落の規定による翻訳文を提出すること

欧州特許出願が、欧州特許庁が所定の期間内に手続言語による翻訳文を受け取らなかったことを理由として取り下げられたとみなされる場合において、出願人からの請求があったときは、特許当局は、欧州特許条約第 135 条の規定に従い、その出願は国内特許を求める出願に変更されたものとして取り扱うものとする。出願人はまた、所定の期間内に、所定の出願手数料を納付し、かつ、第 8 条第 5 段落の規定による、特許出願の翻訳文を提出しなければならない。

第1段落及び第2段落において言及した特許出願が欧州特許条約及びその施行規則に定める 出願の方式に関する要件を満たしている場合には、その出願はこの点に関しては容認される ものとする。

第 70t 条

欧州特許を減縮するため又は取消すために欧州特許条約第 105a 条に従ってする請求は, 欧州特許庁に対してするものとする。

欧州特許庁が特許の減縮の告示をした場合には、特許所有者は、政令によって定められる期間内に、減縮の基礎をなす書類の翻訳文であって、原特許をフィンランドにおいて有効とする上で使用されている言語によるものを提出し、かつ、政令で更に詳細に定めるところによる、翻訳文の公開のための所定の手数料を納付しなければならない。特許当局は遅滞なく、この事実をフィンランド語及びスウェーデン語の両方で告示し、かつ、翻訳文の写しを公衆が利用できるようにしなければならない。必要な場合には、特許当局は、欧州特許の減縮された特許クレームがフィンランド語及びスウェーデン語の両方で公衆が利用できるようにしなければならない。

特許所有者が第 2 段落の規定を遵守しなかったときは、特許は、その特許の出願日からフィンランドにおいて有効ではなかったものとみなす。特許当局は、その特許について無効の告示を公告する。

欧州特許庁が特許取消の告示を公告した場合には、特許当局は特許公報において取消の告示 を公告する。

欧州特許庁によって減縮又は取消された特許は、本章に別段の規定があるときを除き、フィンランドにおいて、国内的に減縮又は取消された特許と同じ法的効力を享受するものとする。

第 70u 条

何人かが、欧州特許庁の審判部が下した決定の後、ただし、欧州特許庁の拡大審判部による 決定の公告前に、フィンランドにおいて誠実に、ある発明の業としての実施を開始していた、 又はその目的で実質的準備をしていた場合には、同人は特許の存在に拘らず、実施の一般的 性質を保持し、その実施を継続することができる。

第1段落において言及した権利は、発明の実施が行われている、又は予定されている事業と 共にするときに限り、他人に移転することができる。

第10章 特別規定

第71条

フィンランドに住所を有さない特許権者は、欧州経済地域に居住しており、刑事事件における起訴状及び本人の出頭を命じる召喚状は例外とし、特許に関する訴訟及び諸事項に関する告発状、召喚状及びその他の書類の送達を受ける権原を付した代理人を選任しなければならない。選任された代理人の名称は、特許登録簿に登録するために届け出なければならない。特許権者が第1段落の規定による代理人を選任していない場合には、通告は、本人に送達すべき書類を、特許登録簿に記録されている本人の宛先に向けて書留郵便で送付することができる。登録簿に宛先が記録されていない場合には、通告は、特許公報における公示によってすることができる。通告は、ここに記載した手続が完了した時に、されたものとみなされる。相互主義に従うことを条件として、政府は、第1段落及び第2段落は一定の外国に住所を有する特許権者又は当該国に住所を有する代理人を選任している特許権者については適用しない旨を定めることができる。ただし、代理人の名称がフィンランド特許登録簿における記録のため届け出られ、かつ、当該代理人が第1段落に定めた権限を付与されていることを条件とする。

異議申立に関する決定に反対した者に対し、同人が届け出ている宛先において通告をすることができなかった場合には、通告は、特許公報における公示よってすることができる。通告は、本条に記載した手続が完了した時に、されたものとみなす。

第71a条

第2段落において言及したもの以外の事情において、特許出願人又は特許権者が、本法又は その規則に定めた期間内に特許当局に対して必要な手続をしなかったために権利を喪失した が、期間を遵守するために状況によって要求される、適切なすべての注意を払っており、か つ、同人が不遵守の原因が消滅した時から2月以内、ただし、如何なる場合において、期間 の満了後1年以内に当該手続をしたときは、特許当局は、その手続は所定の期間内にされた ものとみなす旨を宣言しなければならない。出願人又は特許権者が当該宣言を取得しようと 思うときは、出願人又は特許権者は、その手続をするための所定期間内にその旨を書面で特 許当局に通知し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

特許出願人が第6条第1段落に基づく期間の順守に関連し、権利を喪失した場合には、第1段落の規定が適用される。ただし、第6条第1段に定める期間から2月以内に、その旨の請求書が提出され、かつ、所定の手数料が納付されることを条件とする。

第1段落及び第2段落は、フィンランドにおいて手続がされるている国際出願についても、 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は世界知的所有権機関の国際事務局との関係 で遵守されるべき期間に関して適用される。期限の不遵守は、その後、特許当局において是 正されなければならない。

しかしながら,第1段落,第2段落又は第3段落の規定に従ってされる請求は,特許出願人 又は特許権者が特許当局の定める期間内に意見書を提出する機会を与えられた後でなければ 拒絶してはならず,また,その受付を拒絶してもならない。

第71b条

第 31 条又は第 38 条で言及した場合において、郵送した書類又は手数料が所定期間内に特許 当局によって受領されなかったが、出願人が期間超過を知った、又は当然知るべきであった 時から 2 月以内、ただし、如何なる場合にも期間満了後 1 年以内に、所要の行為をしたとき は、特許当局は、下記の事情に該当することを条件として、その行為が所定期間内にされた ものとみなす旨を宣言するものとする。

- (1) 送り主が滞在している、又は事業を行っている地域における戦争、革命、内乱、ストライキ、自然災害その他類似の理由により、期限前10日間の内の何れかのときに、郵便業務が中断され、かつ、その書類又は手数料が郵便業務の再開後5日以内に特許当局宛てに郵送されていたこと、又は
- (2) 書類又は手数料が期間満了の少なくとも5日前までに、書留郵便によって、かつ、可能な場合には、航空便によって、又は送り主が、その発送物が郵送日から2日以内に特許当局に到着すると合理的に推測することができる場合には、それ以外の方法によって、特許当局宛てに郵送されていたこと

出願人が第1段落に基づく宣言を請求するときは、出願人は、同段落に定めた手続期間内に その趣旨を書面で特許当局に通知しなければならない。

第71c条

第71a条又は第71b条に基づく請求が容認され、その結果、第22条に基づき公衆が利用できるようされた後に却下若しくは拒絶された特許出願の審査が再開された、又は失効した特許が復活された場合には、その旨の告示がされるものとする。

何人かが、却下された出願を回復するための期間の満了の後又は拒絶が確定した、若しくは特許が失効した後、ただし当該告示がされる前に、フィンランドにおいて誠実にその発明の業としての実施を開始していた場合には、同人は、その実施の全体的内容を維持することを条件として、その発明の実施を継続することができる。発明を実施する権利は、フィンランドにおいて当該実施をするために実質的な準備をしていた者に対しても、同一の条件で付与されるものとする。

第2段落に基づく権利は、その権利を生じさせることになった、又はその発明の実施が意図 されている事業と共にする場合に限り、他の者に移転することができる。

第72条

第26条において言及した上訴以外の、本法に基づく特許当局の最終決定に対する上訴並びに第42条、第53a条第2段落、第53d条第1段落、第54条第1段落、第71a条及び第71b条において言及した決定に関する上訴は、フィンランド国家特許登録庁に関する法律に定められている市場裁判所に対してされる。

市場裁判所における司法手続に関する法律の規定を,第1段落において言及した上訴についての市場裁判所による審理に適用する。

第73条

本法に基づいて納付すべき手数料の金額は、別途の規定で定めるものとする。それに関しては、手数料年度の内の最初の1又は2以上の年度について、更新手数料を免除する旨を命令

で定めることができる。

第74条

追加の規定であって、特許出願、特許事項に関する告示、出願書類の印刷、異議申立手続、 特許当局における減縮手続、終結手続、特許登録簿及びその調製並びに特許当局に関するも のを、政府が定めるものとする。

政府は命令によって、特許当局は、外国の関係当局から要請を受けたときは、フィンランドにおける特許出願処理手続の詳細を知らせることができる旨及び外国の関係当局又は国際機関が、特許当局の請求に基づいて、特許出願の審査を行うことができる旨を定めることができる。

政府はまた命令によって、出願人が、外国において又は国際機関に対して出願をした発明について特許を求めるている場合には、同人の発明に関する特許性審査に関して当該外国特許当局又は国際機関から同人に与えられた情報を開示するべき旨を定めることができる。ただし、当該開示は、第3章に基づく出願であって、国際予備審査の対象とされており、かつ、当該発明の特許性に関する報告を特許当局が受領しているものに関しては要求されないものとする。

特許当局は技術的規則であって、特許出願、異議申立、特許についての特許当局の手続による減縮、特許の終結及びその処理並びに類似の他の技術的事項に関するものを作成することができる。

第75条

フィンランドが戦争状態にある、又は戦争の危機に瀕している場合において、政府は、公益上必要なときは、一定の発明についての権利を国又は政府が指定する者に引き渡すべき旨を定めることができる。そのようにして引き渡される発明についての権利に対しては、妥当な補償金が支払われるものとする。補償を受け取る権利を有する者との間で補償に関して合意に達しない場合には、裁判所がその補償を決定する。

国でない者が第1段落による、発明についての権利を利用した場合において、同人が補償金 に関する義務を履行しないときは、国は、補償金を受け取る権利を有する者の請求に基づい て、遅滞なくその補償金を支払う。

第76条

フィンランドの防衛上重要な発明については、特別の規則を適用する。

経過規定

法律243/97は、1997年4月1日から施行する。

本法の施行前に公衆の閲覧のために公開することが承認されていた特許出願は、本法の施行前に有効な規定に従って処理され、かつ、決定される。

特許法第14条の規定は、本法の施行前にされた特許出願に適用する。

法律650/2000は、2000年7月15日から施行する。

第 3b 条及び第 46a 条の規定は、本法の施行前にされた、又はされたものとみなされる特許出願及び当該出願に基づいて付与された特許に適用する。

法律990/2004は、2005年1月1日から施行する。

本法はまた、手続がされた出願であって、優先日から起算した 20 月の期間が本法の施行日以後に終了し、かつ、出願人が未だフィンランドについての手続を行っていないものにも適用する。

法律684/2006は、2006年9月1日から施行する。

本法第 57b 条及び第 61 条はまた、本法の施行前に係属していた紛争にも適用する。第 61 条が第 60a 条の適用に係わる場合には、同条は、第 60a 条の適用に関して、第 3 段落に定めるている方法で適用する。

本法の施行時に適用されていた諸規定は,本法施行時に係属していた紛争に対し,本法第60a 条の規定に代えて適用する。法律896/2005は,2006年3月6日から施行する。

第8b条及び第8c条は、本法の施行以後にされた、又はされたものとみなされる特許出願に適用する。

第41条第2段落及び第701条第2段落は、納付期限が本法の施行以後となる更新手数料に適 用する。

第60条第2段落の規定は、本法の施行後にされた最終決定に限って適用する。

権利の喪失の回復のための 6 月の期間が本法の施行前に満了していたときは、本法の施行時に効力を有した第 71a 条第 2 段落の規定を引き続き適用する。

第71a条第2段落は、本法の施行時に係属している特許出願に適用するが、権利の喪失の回復のための期間が既に終了していた場合を除く。

法律 743/2011

- (1) 本法は、政令によって定める日から施行する。
- (2) 本法第7a条の規定は、本法施行日以後にされた、又はされたとみなされる特許出願に適用する。
- (3) 英語でされた出願及び英語での特許当局による決定書の発行に関する本法の規定は、本法の施行日以後にされた、又はされたとみなされる特許出願に適用する。
- (4) 手数料に関する本法第24条第1段落の規定は、本法施行日以後に付与された特許に対して行われる異議申立に適用する。
- (5) 本法第 70c 条第 2 段落の規定は、本法の施行日以後にされた、補充的保護証明書の存続期間の延長を求める申請に適用する。
- (6) 本法の施行に必要な措置は、本法施行前にとることができる。

法律 101/2013 は、2013 年 9 月 1 日から施行する。

本法施行前に特許当局によってされた決定に対する審判請求は、本法施行時に有効な規定に従って提起する。

紛争又は出願又は刑事事件であって,本法施行前に地方裁判所に提起されているものは,本 法施行時に有効な法律の規定に従って審理する。

本法の施行に必要な措置は、本法施行前にとることができる。